破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４５号
秋田市土崎港南３丁目12―17、住民票上の住所秋田県横手市平鹿町字野々助151番地３
債務者　高野久美子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第２２５号
函館市美原２丁目40番30号
債務者　佐藤　聖子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２５８号
北海道瀬棚郡今金町字今金365番地の11
債務者　佐藤　哲弥
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２６４号
函館市亀田港町34番16号
債務者　安原　　仁
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２６６号
函館市人見町９番79―305号
債務者　松原　広治
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２６９号
函館市西旭岡町２丁目９番地６
債務者　佐々木隆志
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２６３号
愛知県西尾市戸ケ崎２丁目19番地３　ウィウィル301号
債務者　青山　祐子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３２７号
愛知県岡崎市橋目町字御小屋西157番地１
債務者　深谷　瑞穂
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３６３号
愛知県岡崎市鴨田町字山畔１番地２　市営荒井山荘１―501、前住所愛知県岡崎市上里１丁目12番地５　アネックス小林303
債務者　松本　美子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２００号
奈良県香芝市畑４―96―１　中川方、住民票上の住所大阪府堺市西区鳳東町６丁656番地１　108号
債務者　不動建設こと池田守こと　鄭　　糧守
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２１９号
奈良県橿原市川西町938番地の90
債務者　カラオケだんらんこと　岩木美佐江
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２２１号
奈良県橿原市醍醐町413番地　ライオンズマンション大和八木703号
債務者　北岡　忠晃
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２２５号
奈良県宇陀郡御杖村大字菅野1775―５、住民票上の住所大阪府大阪市阿倍野区王子町３丁目13番28号
債務者　中山　次郎（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２２９号
奈良県磯城郡田原本町大字秦庄466番地の６
債務者　森本　澄子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
広島県三次市三次町606　メゾン懐Ｂ棟105
債務者　永田　　瞳
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第３１８号
埼玉県吉川市吉川２丁目40番地13　ピースフルハイツ102号
債務者　石井　景次
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３３２号
埼玉県越谷市神明町２丁目２番地２　パールハイツ北越谷103号
債務者　佐久間敏之
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係